

大学の海外展開について

平成30年4月27日

1. 大学の海外展開の意義

- 社会、経済、文化のグローバル化が進展し、学生や教員も含めて国際的な流動性が高まっている。世界中の学生が様々な選択肢を視野に、国境を越えて進学先を選択している中で、我が国の大学が、諸外国の学生に対しても魅力的な大学教育を提供するためには、国内で大学の国際化や受入れ環境の整備を進めると共に、大学の海外展開を図り、現地で質の高い日本の高等教育へのアクセスを提供する努力が不可欠である。
- 現地の大学や諸外国の大学が様々なプログラムを展開している国・地域において大学の海外展開を図ることは、それらの大学と切磋琢磨すると同時に、多様な文化、社会的背景を持つ教員や学生間の交流を可能にし、より魅力のある教育プログラム作りにつながることから、我が国の高等教育機関の教育、研究力の向上、国際通用性の強化が期待できる。また、海外校等を通じて、留学よりも容易に、我が国の質の高い高等教育を諸外国の優秀な若者に提供することは、持続可能な開発目標(SDGs)にも掲げられた万人への質の高い教育の提供の実現に貢献するものであり、我が国が世界で期待されている役割を果たしていくことにもつながる。
- 我が国においては18歳人口が減少しており、国内の学生のみを対象とする大学教育には限界がある。そうした中、我が国の大学が日本国内において果たすべき役割のみならず、我が国がこれまでに培ってきた知見やリソースを活用し、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たしていくためにも、大学の海外展開を促進することが求められている。

2. これまでの審議の整理

平成29年12月28日 中央教育審議会 大学分科会 将来構想部会

今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理

【別添2】 制度・教育改革ワーキンググループ論点整理

【高等教育機関の国際展開（関連部分抜粋）】

(1) 現行制度・現状

- 平成17年に学修機会の国際化及び日本の大学の海外展開の観点から、日本の大学が外国において教育活動を行う際、日本の大学の一部と位置付けることが可能となった(大学設置基準等の改正)。これにより、外国に学部、学科その他の組織を設けるこ

とができることとなった。

- 日本の高等専門学校教育制度は、諸外国からも高く評価されており、ニーズを踏まえつつ、当該制度の海外への導入に向けた支援を、独立行政法人国立高等専門学校機構が組織的・戦略的に展開している。

(2) 課題

- 現在までに、外国に学部等を設置することができる制度の活用は十分に進んでいない。その背景としては、日本国内での教育活動を前提とした制度等を、外国での教育活動展開の条件として等しく適用する困難さ(校地校舎の自己所有、収容定員管理等)等の課題が指摘されている。
- 一方、日本の大学及び高等専門学校の国際競争力を維持・発展させ、世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たすと同時に、人口減少を見据えて海外から高度人材を獲得していくためには、海外展開を促進することが求められている。

(3) 論点と検討の方向性

- 日本の大学が海外に学部、学科その他の組織を設置する場合に直面しうる課題(上記課題を含む阻害要因等)を整理し、対応の検討が必要ではないか。例えば、外国では日本と同様の条件遵守が難しい制度の改正や、海外展開に係る現地情報の提供等に関して在外公館や海外の日本関連機関等の連携の仕組み等、大学がより積極的に海外展開を検討できるようにインセンティブを付与する等の方策が必要ではないか。
- 高等専門学校が導入しているモデルコアカリキュラムを含む高等専門学校の教育制度を海外展開していく際、国際的な枠組みを活用し、世界標準の技術者教育として国際的通用性を高めることができるのではないか。

3. 海外校の開設に向けた対応

(1) 海外校の開設に当たって課題の分析

現在までに、外国に学部等を設置することができる制度の活用は十分に進んでいない。日本の大学が海外に学部、学科、その他の組織(以下、「海外校」という。)を開設する場合に直面しうる課題を以下のとおり整理した。

① 校地校舎の自己所有について

- 告示「学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準」では、以下のように定められている。
 - ・ 校地は、申請時において申請者の自己所有であり、かつ負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 現物により負担付きの寄附を受けた校地で、当該負担が申請者の資産状況等からみて長期にわたり使用する上で支障がないと認められるもの

イ 申請者名義の借地権の設定登記がなされた借用又は開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の所有する土地で、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされているもの

(イ) 地方公共団体等以外の者の所有する土地で、申請時までに賃貸借の契約等が締結されているもの

(ウ) 開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、大学等の教育研究上の目的を達する上でやむを得ない理由があると認められる場合において、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証のある借用である校地であって、上記第一の一の（二）のイの（ア）及び（イ）のいずれかに該当するもの

・ 校舎その他必要な施設についても、校地とほぼ同様に規定されている。

○ 例えば、中国の特殊事例としては、土地は全て国有地であり、日本の大学が校地を自己所有、又は二十年以上にわたり使用できる保証を得ることは困難と考えられる。

○ 一方、告示によると、「開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情」があり、かつ、「大学等の教育研究上の目的を達する上でやむを得ない理由」がある場合には、修業年限に相当する年数以上にわたり使用できる保証があれば良いこととされている。

○ しかしながら、海外校を開設する際の「特別な事情」「やむを得ない理由」がどのような場合かが明らかではないため、海外校の開設には消極的にならざるを得ないものと考えられる。

② 定員管理について

○ 海外校に関しても、日本国内の学部等と同じ定員管理がなされることとなる。日本国内の学部等を開設する場合であれば、これまでの経験から受験者数や手続き率等の予測がつきやすいが、海外校を開設する場合には、受験者数や手続き率等を正確に予測して定員通りの学生を確保することは大きな困難を伴うものと考えられる。

○ さらに、もし海外校の定員を大幅に超過する入学者が生じた場合には、海外校だけでなく同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しないという取り扱いに該当する可能性がある。このような定員の予測が

外れた場合のリスクも、海外校の開設に消極的になる要因の一つとして考えられる。

(2) 検討の方向性について

- 海外校を開設するにあたり、大規模な投資を行って校地・校舎を自己所有するのは、大きなリスクを伴うこととなり、大きな困難を伴うものと考えられる。このため、海外協定校の校地、校舎その他施設も活用した海外校の開設が現実的ではないか。

- 協定校の校地、校舎その他施設も活用した海外校の開設も可能となるよう、以下のように海外校に関する制度運用の改善を行ってはどうか。
 - ・ 海外校の開設は、「学校法人の寄付行為及び寄付行為の変更の認可に関する審査基準」における「開設時以降二十年以上にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情」や「大学等の教育研究上の目的を達する上でやむを得ない理由」がある場合に該当し得るケースがあることを明確化する
 - ・ 海外校の安定性、継続性を担保する視点から、海外協定校との協定の内容等を吟味する
 - ・ 海外校の定員管理に関しては、大きな不確定要素があることを踏まえて、教育内容の質を担保できることを前提に、入学定員超過率の基準の在り方を検討してはどうか

4. 多様な形態による大学の海外展開

(1) 背景

- 大学の海外展開では、海外校開設に限らず、多様な形態による海外展開が重要である。例えば、外国の協定校との連携により提供される学位プログラム（ツィニングプログラム等）は、日本の大学への転入学・編入学の規模の大きな受入れに繋がることから、優秀な外国人留学生の受入促進の観点からも有益である。

- また、海外展開の形態の一つとして、日本の学校法人が海外において、当該国の教育制度で認可を受ける大学を設立することも考えられる（日本ではなく当該国の学位を授与）。

(2) 検討の方向性について

- 日本の大学と連携し、単位互換や転入学・編入学等を含む学位プログラム（ツィニングプログラム等）を提供する海外の大学が増加することにより、日本の大学への転入学・編入学を促進することが期待されるのではないか。

- 一方で、単位互換や転入学・編入学等を行う際には、教育の質の保証が重要であることから、相手方の海外大学が、当該国の高等教育制度の枠組みにおいて教育内容

等に関する質保証がなされていること、また日本の大学との間で、単位互換や転入学・編入学等を含む学位プログラムに関する協定が適切に締結されていることを担保する必要があると考えられる。

- 日本の大学と海外の大学とが連携・協力するに当たり、先進的な取組事例の普及を図ることが考えられるのではないか。
- 教育分野における二国間協力、多国間協力の枠組みも活用しながら、日本の大学の海外展開を支援することが考えられるのではないか。

5. 海外展開に関するインセンティブについて

- 海外展開に係る現地情報の提供等に関して、文部科学省は、在外公館や海外の日本関連機関（日本学術振興会や学生支援機構等の海外事務所等）等との連携をより一層強化することにより、大学の海外展開を支援してはどうか。
- 対象となる国・地域によって、それぞれ状況は異なることから、一律の制度を直ちに構築することは難しいと考えられる。大学側からの個別ニーズに応じて、可能な体制を構築して、順次、支援を行うことが考えられる。
- 現地支援のグッドプラクティスの蓄積を図ると共に、それぞれの状況に応じて、他国・地域への横展開を図ることを検討してはどうか。

我が国大学の海外校に関する制度改正（規定の新設）概要

【制度改正】

■平成16年12月13日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第42号）」公布、平成17年4月1日施行

■平成20年6月30日文部科学省告示第103号 大学の海外校に関する告示

【趣旨】

高等教育の国境を越えた展開に対応し得るよう、学習機会の国際化及び我が国の大学の国際展開の観点から、我が国の大学が外国において教育活動を行う際、大学設置基準等を充たしたものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とする。

【可能となった活動】

我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること

- 1.外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること
（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
- 2.外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること
（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
※海外校の学生の国籍は不問。主として外国人を対象とした海外校が設置可能。

校地・校舎の自己所有について

平成19年4月26日付19文科高大91号「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の改正について(通知)」では、校地・校舎の自己所有要件の緩和として以下の通り示されている。

第1 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)

(1)校地・校舎の自己所有要件の緩和

校地・校舎については、従来どおり自己所有を原則とすること。

校地・校舎を借用とする場合には、国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるものからの借用に加え、民間からの全部借用を認めること。

借用にあたっては、原則として20年以上(大学院の場合には10年以上)の使用保証があること。ただし、開設時以降20年以上(大学院の場合には10年以上)にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別の事情があり、かつ、大学等の教育研究目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められる場合には、学校教育法に定める当該大学等の修業年限に相当する年数以上にわたる使用保証があれば足りること。また、大学等の教育研究目的を達成するうえでやむを得ない特別な事情としては、例えば、

- ・ 社会人向けのビジネス教育を行う場合であって、十分な授業時間を確保するために、社会人にとって通学が容易な都心のビジネス街にキャンパスを設ける必要がある場合、
- ・ 地域や企業との密接な連携による実践的な教育を行う場合であって、課外活動も含めて、より効果的な教育研究が行われるために、連携先に近い地域にキャンパスを設ける必要がある場合、

が想定されること。なお、修業年限以上の使用保証については、大学であれば契約期間が4年間でもなくとも、例えば、契約更新が可能であれば、契約期間が2年間であっても認める取扱いとすること。(第一の一の(二)のイ及びウ、第一の一の(四)のイ及びウ)

海外校における定員超過・定員未充足の場合の取扱いについて

海外校の定員管理について、定員超過及び定員未充足が生じた場合の主な取扱いは以下の通り。

	定員超過	定員未充足
私立大学 ※1	○ 学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合、同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しない。	---
公立大学	○ 学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合、同一設置者が設置する他の大学等も対象として、新規の大学設置等の認可申請を認可しない。	---
国立大学	<p>○ 上記の基準について国立も同様の取扱い。(公私立の認可の手続きに相当する「意見伺い」を認めない。)</p> <p>○ 定員超過による国庫返納 <入学定員の超過(1年次)>【学部のみ】 一定の入学定員超過率以上の学生数分の授業料収入相当額(昼:536千円、夜:268千円)を、中期目標期間終了時に国庫納付</p> <p><収容定員の超過(2年次以降)>【学部のみ】 一定の収容定員超過率(2年次以降)以上の学生数分の授業料収入相当額(昼:536千円、夜:268千円)を、中期目標期間終了時に国庫納付</p>	○ 収容定員充足率90%未満の学生数分の受入に要する経費措置分(学生経費)を中期目標期間終了時に国庫納付

※1 私立大学等経常費補助金については、海外校は対象外

大学の海外展開の様々な形態

■ OECD-世界銀行（2007） Cross-border Education（国境を越えた教育）

人や教育プログラム、提供者、カリキュラム、プロジェクト、研究とサービスの移動が、国家や地域の司法権利上の境界を越えて動くこと。国際化の部分集合であり、開発協力プロジェクトや、学術交流プログラム、商業的イニシアティブの一部にもなり得る。

■ プログラムの移動形態 ■

- Franchise（フランチャイズ）
- Twinning（ツイニング）
- Double degree（ダブル・ディグリー）
- Joint degree（ジョイント・ディグリー）
- Articulation（単位互換協定等）
- Validation（ヴァリデーション）
- E-learning/ distance
（E-ラーニング/遠隔）

■ 機関の移動形態 ■

- Branch campus（ブランチキャンパス）
- Independent institution（独立機関）
- Acquisition/merger（買収/合併）
- Study centre/ teaching site
（学習センター/教育サイト）
- Affiliation/ network
（提携/ネットワーク）

出典：OECD-世界銀行(2007) Cross-border Tertiary Education A WAY TOWARDS CAPACITY DEVELOPMENTを参考に作成。
<https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/6865/Cross-borderTertiaryEducation.pdf?sequence=5>

我が国の大学の海外展開・プログラムの移動事例

■ ツイニング（例）

○ 大連理工大学・立命館大学国際情報ソフトウェア学部

立命館大学情報理工学部と中国遼寧省大連市にある大連理工大学軟件学院が共同で開設する国際的なIT学部として2013年4月に中国政府に認可された、日中共同で設置する初の国際的な学部。学生定員は100名で、定員のうち4割の40名は、立命館大学情報理工学部から3年次転入し、立命館大学と大連理工大学のダブルディグリーを取得。基本コンセプトは、①IT分野におけるグローバル人材育成のための教育モデルの開発、②中国東北部を始めとする東アジア地域の教育研究拠点の形成、③日系企業・中国企業と立命館大学・大連理工大学による国際産学連携。

○ 長岡技術科学大学を幹事大学としたコンソーシアム

ベトナムハノイ工科大学とのツイニングプログラム

平成17年4月より編入受入れ開始。日本側は長岡技術科学大学を幹事大学としてコンソーシアム形式で運営。学生は第3学年の前半までベトナムで専門基礎及び日本語を学習し、試験を経て日本のコンソーシアム大学の第3学年に編入。長岡技術科学大学又はコンソーシアム大学の学位を授与。日本語による学部教育。留学期間・費用の半減、ベトナムでのプログラムの前半教育へのコミットメントによる受入れ留学生の質の保証、プログラムとして財政的自立性を志向し、持続可能なプログラムとなる。

○ 豊橋技術科学大学ツイニングプログラム

マレーシア・ディステッド・カレッジとのツイニングプログラム

これまでのツイニングプログラムの実績を基に、マレーシアのカレッジと新規提携、本年3月より現地校での学生受入れを開始。現地で日本語を含む3年間の教育後、日本へ学部3年次に編入、2年間で学部卒業を目指す。国内外での学生獲得の競争が激しくなる中、学部レベルでの優秀な留学生獲得を意図。

マレーシアでは外国大学とのツイニングプログラム事例が多いが、日本の国立大学の学費は英国等の大学と比べて比較的安価であり、また政府や財団による支援、学費免除等と合わせることにより、留学生にとって魅力あるプログラムとなり得る。

■独立機関

ハワイ東海インターナショナルカレッジ

学校法人東海大学の海外教育機関の一つとして1992年に設立（米国非営利法人）。敷地、建物ともに学校法人東海大学の所有物。米国西地区学校・大学協会（WASC-ACCJC）の基準認定（アクレディテーション）を受けたリベラルアーツ短期大学。修了者は、米国短期大学士（Associate

in Arts）が取得できる（日本の学位は取得できない）。卒業生の6割はアメリカの4年制大学へ、3割弱が東海大学等の日本の公私大へ編入学している。2015年4月、オアフ島西部のハワイ大学ウエストオアフ校敷地内にキャンパスを移転し、同校との間に単位互換、共同留学、施設の供用、国際教育プログラムといったコラボレーションを展開中。

■サテライトキャンパス

名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院

アジアサテライトキャンパスを設置し、各国の国家中枢人材に対し在職しながら名古屋大学の博士号が取得できるプログラムを提供している。

キャンパス所在地：ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン、モンゴル、ウズベキスタン
設置研究科：法学研究科、医学系研究科、生命農学研究科、国際開発研究科、環境学研究科
（全て後期課程）

- ・平成29年9月に法律分野の博士号取得者を2名、生命農学分野の博士号取得者を1名輩出する見込み。
- ・例えばフィリピンでは現地の提携大学からも指導教員がつけられているなど協力して事業を行っており、共同研究・DD・JD等次の展開へつながることが期待される。